

議案第252号

堰の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、堰の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

堰の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

堰の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

別表のとおり

2 事件の概要

平成29年7月6日昼、市内西区内浜二丁目37番付近の2級河川名柄川に設置されていた堰の扉体開閉用ワイヤロープが腐食して破断し、当該扉体が開閉不能となったことに伴い、水利権者である別表損害賠償の相手方の欄記載の者が当該堰から農業用水の供給を受けられなくなったため、米を生産することができなくなり、損害が生じたものである。

別表

| 損 害 賠 償 の 相 手 方 | 損 害 賠 償 額 |
|--------------------------------|--------------|
| 福岡市西区 [REDACTED] [REDACTED] | 円 888,553 |
| 福岡市西区 [REDACTED] [REDACTED] | 231,408 |
| 福岡市西区 [REDACTED] [REDACTED] | 153,439 |